

茨城県訪問介護事業所緊急支援事業に係る労働者派遣業務に関する
公募型プロポーザル実施要領

1 事業名

茨城県訪問介護事業所緊急支援事業に係る労働者派遣業務

2 事業の趣旨・目的

本業務は、令和6年度介護報酬改定において基本報酬が引き下げられた状況にあっても運営を続ける訪問介護事業所の負担を軽減し、安定的な訪問介護サービスの提供を図るため茨城県が実施する「茨城県訪問介護事業所緊急支援金」支給業務において、人材派遣によって専任の審査事務員を確保し、申請書類を迅速かつ正確に審査するとともに、申請に係る電話相談等に的確に対応することを目的とする。

3 事業の内容

別添「茨城県訪問介護事業所緊急支援事業に係る労働者派遣業務仕様書」のとおり

4 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

5 契約金額の上限額

3,546,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記の金額は、提案に当たっての目安となる額であり、契約額（派遣労働者1人1時間当たりの派遣料金単価）は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

6 応募資格

茨城県内に本店、支店又は営業所等の事務所を有する法人であり、次の条件のすべてを満たしていること。

- （1）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類24（その他）、小分類4（その他）に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- （2）宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 5 条第 1 項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により労働者派遣法第 5 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた者および改正法附則第 6 条第 1 項の規定により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。）であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者でないこと。
- (7) 茨城県の全ての県税に未納がない者であること。
- (8) 提供を求める業務と同種又は類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- (9) 個人情報保護の保護や業務上知り得た秘密の漏洩防止に関して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定等、第三者機関の認証を受けている者であること。

7 選考方法等

選考にあたっては、提出された応募申請書等に基づき、業務受託先選定に係る審査会による書面審査を行い、総合的に最も優れた提案をした事業者を受託候補者と選定する。

なお、必要に応じて追加の資料や説明を求める場合がある。

※プレゼンテーションは実施しない。

○選定基準概要

- ・ 業務遂行能力
- ・ 派遣労働者の安定確保
- ・ 派遣労働者の質の確保
- ・ 個人情報保護及び秘密保持に関する対応
- ・ リスク管理及びトラブル発生時の対応
- ・ 経費積算

8 選定結果の通知・公表

- (1) 知事は、審査で受託候補者に選定された者に対して採用通知書（別紙様式 1）を、選定されなかった者に対して不採用通知書（別紙様式 2）をそれぞれ送付する。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 5 日以内に、書面により、

知事に対して、不採用の理由についての説明を求めることができるものとする。

- (3) 知事は、前項の規定により説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して原則として5日以内に、当該説明を求めた者に対して、書面により回答するものとする。

9 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と茨城県との間で、業務履行に必要な具体の事項について再度調整を行い、協議が調った場合に契約を締結するものとする。
- (2) 選定された受託候補者と契約が成立しない場合は次順位の者と交渉を行うこととする。
- (3) 契約書の作成に必要な経費は、すべて契約候補者の負担とする。

10 その他

- (1) 応募申請書等の著作権は提案者に帰属する。
- (2) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏洩、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。
- (3) 受託者は知り得た秘密情報を第三者に漏洩してはならない。派遣業務が完了した後も同様とする。
- (4) 提出期限後は、提出書類の変更は一切認めない。
- (5) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (6) 応募申請書等については、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- (7) 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- (8) 応募申請書類の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- (9) 参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該応募申請を失効又は無効とする。

11 問い合わせ先及び各種書類の提出先等

〒310-8555 水戸市笠原町978番6（茨城県庁13階北側）

茨城県福祉部長寿福祉課 介護保険指導・監査担当（担当：由井）

TEL：029-301-3343

FAX：029-301-3348

E-mail：chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(別紙様式1)

長 福 第 号
令和 年 月 日

事業者名

代表者名

殿

茨城県知事 大井川 和彦

採 用 通 知 書

年 月 日付で提出されました下記業務に係るプロポーザルについては、総合的に審査した結果、最適と判断し採用することとなりましたので通知いたします。

記

1 業務の名称

茨城県訪問介護事業所緊急支援事業に係る労働者派遣業務

(別紙様式2)

長 福 第 号
令和 年 月 日

事業者名

代表者名

殿

茨城県知事 大井川 和彦

不 採 用 通 知 書

年 月 日付で提出されました下記業務に係るプロポーザルについては、総合的に審査した結果、不採用となりましたので通知いたします。

記

1 業務の名称

茨城県訪問介護事業所緊急支援事業に係る労働者派遣業務